

【紹 介】

「北海道社会教育行政推進基本計画」について

齋 藤 勉

1

昭和58年度当初「北海道社会教育行政推進基本計画」^(註1)が発表された。向う三カ年に亘って本道の社会教育行政のあるべき姿についての内容を細部にまで検討し、行政推進の原動力になる幾本かの柱を設定し、その柱間に現場的方法をいかに組み込ませてゆくべきか、を概観し、基本計画を立案したものである。

従来、この種の基本計画はややもすれば、社会教育法そのものの解説的要素に終始しがちであったが、本年度発表された当基本計画には、社会教育活動の現場的方法と方法論的方法を乖離^(註2)させないで組み上げたものとして特異なものといつてよいかと思う。

そこで、ここでは、当基本計画の全体を記述し、その主点をひろいあげ概観してみたい。

先ず最初に当基本計画の全体をみてみよう。

標題となるものは“昭和58年度社会教育行政推進基本計画”であり、副題は一社会教育推進の重点具体化のために一とつけられている。企画・立案・編著は、北海道教育庁社会教育部、である。内容の組み立ては、I 社会教育推進の重点、II 「社会教育推進の重点」具体化にあたっての基本方針、III 社会教育行政推進の観点と施策の体系、IV 昭和58年度道教委社会教育行政施策の全体構造、の四部からなっている。全体はB四判20頁のガリ版印刷である。

推進の重点をみると、北海道という日本国土の地理的条件^(註3)をふまえ、

社会教育（活動）の観点を“生涯教育”にすえ、個人・団体の成長段階に応じて社会教育施設の効果的活用（現場的方法）と地域の実情の特性のもたらすあらゆる制約・限界に対応して学習援助体制の活用（方法論的方法）を組み合わせるべくこそ所当推進の特質、とよみとることが可能である。故に、推進の重点項目は、

- a. 自発的な学習をすすめる強い連帯感を育てる社会教育活動を
- b. 道民皆スポーツをめざし健康な生活を高めるスポーツ活動を
- c. 文化遺産を継承し心の豊かさを深める文化活動を

として、きわめて抽象的表現で纏めているが一步ふみ込んで、これらを生涯教育の体系との観点からみると次のように規定している。

〈生涯教育の体系〉

行政目標Ⅰ—生涯学習の奨励援助—：学習情報提供のシステム化、学習相談体制の充実、指導者の養成及び確保、学習機会の拡充と参加、自ら学習する意欲・能力を培う家庭教育・学校教育の充実、グループ活動促進援助等、

行政目標Ⅱ—教育内容・方法の多様化—：修学、履修形態・カリキュラムの多様化及び弾力化、高等学校（含定通教育）教育の開放、大学（含大学院）教育の開放、社会教育事業の多様化・充実、社会教育関係団体等の育成・援助、民間教育事業の促進・援助等、

行政目標Ⅲ—生涯学習施設の拡充—：社会教育施設の充実、芸術文化・スポーツ施設の充実、レクリエーション・休養施設の充実、教育類似施設の活用、民間施設の開放促進、自然教育環境の利用促進等、

行政目標Ⅳ—諸教育機能の連携・協力—：家庭教育・学校教育・社会教育の連携・協力、公教育と民間教育機関等の連携・協力、一般行政と教育行政の連携・協力国、道、市町村の役割分担と相互間の連携・協力等、

とし、これらを生活年齢区分においてどのように“支援・推進”するのかをみると、

〈生涯学習の体系〉

乳幼児期—：保育所、幼稚園、

少年期—：小学校、中学校、

青年期—：高校・高専・短大・大学、職業訓練校、専修学校、各種学校、

成人期—：個人学習、企業内教育、

高齢期—：高齢者教室、ボランティア・地域活動、

を一方に配置し、成長段階の加齢が進むに従い、特に成人期＋高齢期にあたっては、民間・行政等が提供する学習機会の利用と各種社会教育・文化・スポーツ団体活動への参加を強く意図しているのが特徴として加味されている。

ここまでで理解できることは、社会教育行政推進基本計画が生涯教育・生涯学習の観点を出すことにより、この計画の内部に「北海道生涯教育推進事業」を必然的に内部の基底方針として二本立を樹立することになるわけである。このことは、基本計画を現場的方法とするならば、生涯教育推進を方法論的方法として打ち出すことになり、先程のべた二本立は、二方法の乖離を防ぎつつ、社会教育行政の新しい主流として本道にて初めてその姿をあらわしたものといえよう。

2

社会教育活動は現場的方法と方法論的方法から構成される、として昭和四十年代に入ってからきわめて精力的に、この体系の創出に努力を傾注された永杉喜輔氏（以下敬称を省略させていただく）の論に従えば、それらは以下に述べる四系列にまとめることが可能である。^(注4)

(1)自然的学習形態＝無意図的学習（生活即教育）→自然構造

(2)定型的学習形態＝意図的学習→陶冶構造

(3)不定型的学習形態＝意図的学習→形成構造

(4)総合型的学習形態＝意図的総合的学習→総合構造、

である。

これら四系列はあくまでも、学習者の目標達成のために、混合・混入組織化されて然るべきものであり、現場的方法を可能にするため、社会

教育法でいうところの各種社会教育施設の付置また創設が実現されるのが望ましいことはいうまでもない。^(註5)

さて、本道にてこの基本計画を、永杉らの四系列に適合させてみると、生涯教育思想を基底とするからには、生涯という究極目標をターゲットとして帰納することを把えるならば、明らかに、第四の総合型的学習形態にその視点をすえていることが伺いえる。^(註6) その視点のために重点項目が柱として存在するのであるが、それらの各柱のどこから社会教育活動を展開してもよく、究極は生涯という一貫したもののためにあるべきのだ、と行ってよいかと思う。そのためには、松下圭一他等の手になる「文化行政—行政の自己革新—」の中で、強く主張しているものは、“文化行政は人である。そのような人を生かす人がまた重要である。”^(註7)の短い一文であるが、相当の重みをもって、また、大きな刺激剤となって生きてくることを考えなくてはならない。つまり、本道の基本計画においては、一個の人間の成長・加齢過程をタテ軸とし、その囲りに、「生涯学習の奨励・援助」、「教育内容・方法の多様化」、「生涯学習施設の拡充」、「諸教育機能の連携・協力」を四側面として把え、インフォーマルそしてフォーマルを問わず、現場的方法の確立に方法論的方法を加味しているということである。では一体、何故、これらの乖離があってはならぬのであろうか。きわめて簡単なことであるが人間観の変革が基底に存在することを指摘することで充分ではなからうか？

従来、我々が考えていた人間観は、“人間とは一体如何なる生きものであるのか？”に対し、今日考えられ、また、問われている人間観は、“人間とは一体如何なることをなすうる生きものであるのか？”に変遷している事実である。このために、我々は、生活のあらゆる部分において情報の量が多く蓄積され、人間は選択を余儀なくされてもきたのであるが、情報の質が問われるようになってきて、人間は選択の裏面行為として情報の適正な廃棄を余儀なくされてきている事実を見逃す訳にゆかぬのである。^(註8) この後者の立場は、本道の基本計画の中で行政を推進するとき、生涯学習の体系に、いわゆる、生涯教育という字句をあてずに、生涯学習を充てていることで変遷を把える必要がある。教育とは学習する環境づくりともいわれるが、一体如何なる生きものであるか、という理解を超えて、生きるための環境づくり—という視点に立脚したとき、行政

は、究極的に、人は何ができるか、何をなすべきか—が問われていることといわねばならない。

このような把え方が、初めて行政面に浮上したのものとして、本道の基本計画をみると次のような諸点が裏面にかくされているとみてよい。

- (1) 生涯教育に関する情報センター機能の整備,
- (2) 学校教育のもう一方の受け皿として人材登用・高齢者群の再活用を計る整備,

の二点ではなからうか。

本道ではそのためにこそ「障害者に関する北海道行動計画」を昭和五十七年に作成した筈である。⁽¹⁰⁾ 単なる国際障害者年の趣旨に添うものとして公表したのだけにとどまらず、人は何ができるか、を根本命題として表出された計画である。これは、本道基本計画の行政目標Ⅲに終局の焦点をしぼりかつ、地方自治法第二条の全てをこの中につつま入れることを目的としたものであろう。ここで、現場的方法と方法論的方法の乖離を防ぎ、生涯一貫して学習することを可能ならしめる行政の推進がスタートしていることを物語るものであろう。

また一つの例を記してみよう。社会教育法第七章では通信教育を掲げている。⁽¹¹⁾ これの端的な活動例として我々は今日、放送利用学習からさらに発展せしめた放送学習の現象を多く観察することが可能であろう。その代表的な例は日本放送協会（NHK）が実践している通信教育であろう。この内容はとくに本道だけを対象としてはいない。むしろ全国的なものである。だが、このNHKの実施する学習利用に参加する比率は、本道が全国のレベルを超えて多いのも事実である。この場合の学習方法等は、現場的方法を家庭内にもちこみ個人視聴からはじまって家庭構成員全員に至る同時視聴という方法を採用し、そのグループ内において情報のフィードバックを盛んならしめ、課題解決という受け皿の機能は、地区社会教育主事がリーダーシップをとり、全道的に横のつながりを保持しながら現場的方法と方法論的方法の乖離を防ぎつつ、社会教育行政側では、つねに問題解決のレファレンスに当たっている事実を掲げることで理解もされよう。

このような社会現象が本道では昭和五十年代以降急激に増加し、社会教育行政側を逆に始動・鼓舞したことが、本道の基本計画をさらに活力

ある計画にしたといえそうである。^(註11)

3

本道の基本計画がさらに生涯教育推進の各事業を広域的に把えている面も見逃しえないところである。第一点は「就労婦人等に対する新しい形態による学習機会の拡充」をうち出し、それらは「北海道婦人教養セミナー」として集約していること、第二点は「学習要求の高度化・専門化に対する学習機会の拡充」とし、「北海道市民大学講座」の開設、第三点は、「高齢化社会に対応するための学習機会、内容・方法等に関する研究・開発の推進」として、「高齢者文化活動セミナー」、を設けていることである。第一から第三点に至るまで、終局の目標としていることは、だれでも、どこでも、自由に生涯学習が可能であるための現場確立化であり、そのために常に派生してくる課題解決の受け皿を現場の確立化と同時に方法論的に情報の適正な廃棄をもあえておこなう(質の抽象化)^(註12)を目標にしていることが首肯されよう。質の抽象化は、人間は何ができるか、を把えてはじめて可能になるものであろう。

我々の従来の社会教育行政推進はつねに演繹的な方法で遂行してきたものであるが、本道の基本計画は、帰納的な方法を採用入れ、またそこから出発したものであることにより、行政課題の受け皿が、改めて、地域的に見直され、あるものは新しい角度から再検討されだした、ともいえよう。

このように観てくるならば、このたびの本道の基本計画は、北海道という地理的条件がもたらした時代の落し子の一つであり、逆も真なり、を年月をかけて証明してゆく試練にさらされているものといえよう。その逆も真なり、を電波の力のもたらした通信教育の幅広いつみかさねと、電波を送り出す側が常にフィードバックを大事な回路として、行政の文化化に側面から刺激を与え続けてきた合成体である、という見解を私は改めて強調したいのである。

数年を経て基本計画は一つの結論を出すであろうが、その時には永杉等の区分したものに一つの新しい分野を付加するものとして注目されるものになろう。^(註13)最後に、当基本計画書を寄贈して下さった北海道教育

「北海道社会教育行政推進基本計画」について

庁社会教育部に心からお礼を申し上げる次第である。

以 上。

注

- 注 1 基本計画が策定された経緯は①昭和五十五年度全道十四会場で開催した「北海道生涯教育推進会議」で北海道における生涯教育を推進するマスタープランの策定と推進機構の整備について強く要請されたこと、②中央教育審議会の答申「生涯教育について」このことが基本課題として指摘されたこと、③北海道社会教育委員の会議の意見具申「北海道の社会教育の緊急方策」の中で、生涯教育推進体制の整備を早急に図るよう提案されたこと、等が主要因である。
- 注 2 現場的方法と方法論的方法が乖離することは、多々にして形式と実質が乖離することを意味し、実体の存在価値の喪失につながることを意味する。
- 注 3 F.C.ジョーンズ著、北海道拓殖銀行調査部訳、「北海道一開発の現状と将来の見通し」。ダイヤモンド社。昭和34年刊。176—182頁参照。本道はあらゆるいみで地理的に不利であるといわれているが、それを克服する日が到来するであろう、と夜明け前を指摘している。
- 注 4 永杉喜輔他編著、「改訂社会教育概説」。協同出版。昭和56年刊。179—192頁。
- 注 5 津高正文編著、「戦後社会教育史の研究」。昭和出版。昭和56年。27—44頁。また、従来から付置、創設の歴史的経過を、社会教育施設の面で、論及してきた道内研究者を全て掲げることは不可能であるが、代表的論及者として次の方々を記しておきたい。
- 坂本龍三は「北海道における公共図書館発達史」に視点をあて永年の成果を発表している。武蔵女子短期大学紀要第一号以降参照。
 - 佐々木隆介、高倉嗣昌等は「北海道内社会教育主事の活動と社会教育施設の増減現象」に視点をあてている。北海道大学教育学部紀要第七・九号、参照。
 - 日本放送協会札幌放送局視聴者センターが道内全域に亘って社

会教育行政側の主導性を喚起すべく企画している「視聴学習グループ育成の方法論研究」がある。放送文化研究'83年所収、参照、
d. 北海道立近代美術館、北海道開拓記念館等が、辺地巡回博物館活動を実践し、どこでも・だれでも・必要に応じて鑑賞する場を提供することの方法を実践記録した研究紀要第二号、三号、等をあげよう。

注6 総合型の学習形態に視点をすぎざるをえない、といいきることにはあるいみで危険の伴うことであるが、学習形態の総括的図式をピラミッド的につみあげてその頂点に立たせうることになろう。故に、それ以前の段階にある学習形態を基底におくものとする。とくに本道の場合にである。人間の成長パターンの完成された姿と類似対比させた考え方をもう一度見直す必要がないであろうか。

注7 松下圭一他編著、「文化行政—行政の自己革新—」。学陽書房。昭和56年刊。362頁。

横山宏他編著、「社会教育法成立過程資料集成」。昭和出版。昭和56年刊。277—288頁。

注8 北村日出夫他編、「日本のテレビ文化—メディア・ライフの社会史—」。有斐閣。昭和58年刊。102—144頁。

注9 北海道、「障害者に関する北海道行動計画」。昭和57年刊。

注10 社会教育法第七章「通信教育」参照

同じくこの部分の参考として次を掲げよう。

a. NHK・くらしに生かす放送利用全国研究会実行委員会編著、「放送をくらしや学習に生かしたわたしの体験・わたしの町の実践—北海道篇—」日本放送協会、昭和58年刊。

b. G. CARMINATI, "Television and Social Change: the Italian Case: —paper delivered to the XI IAMCR Congress". WARSAW. 1978年刊6—8頁。

c. 岐阜県教育委員会、「社会教育における放送利用実践事例集(第六集)—社会と教育No185—」。昭和56年刊。5頁以下。

「北海道社会教育行政推進基本計画」について

注11 本道に隣接する青森県では、昭和58年3月に「下北地域開発基本構想概案」（全50頁，A四判大）を公表した。

これは、本論の基本計画が北海道教育庁部局でなされたものに対し、青森県のは知事部局でなされたものである。視点がことなることはやむを得ないとしても、下北地域における社会教育行政推進のそれは、居住環境に重点を設定していることが注目される。比較して読むと興味深いものと思われる。

注12 この部分について正確に意図するものは文盲対策事業の例をみると理解がゆき易いものと思われる。例えば、1965年に Unesco では、生涯教育革命を文盲地域をも含めて徹底することを公布したのであったが、1968年において Angola は「Movement for the Liberation of Angola」を展開した。当時25歳以上100人中66人迄が文盲であった。当時のスローガンは、You know how to read and write であり、15項目に亘る文盲はくめつ対策を樹立した。この内容は、文字という情報を得る事は本質を見抜く力を与えられるものであり、よみ・かき、文字を識りその勝利は、情報の適切なものをよりわけることが人間にとってなしうる最大の武器となろう、ということである。

詳しくは次が参考になる。

The Edição do Movimento Popular de Libertação de Angola, 1968. tr. by Beatrice Propetto in English. 「Victory is certain : guide for the Literacy Instructor」 Angola, 1968. cited in "Communication and Class Struggle". International Mass Media Research Centre, England.

注13 例えば T. W. Schultz は "Economics of the Family Marriage, Children, and Human Capital", (The University of Chicago Press. 1974.) の中で、

"Knowledge is our most powerful engine of production……, Organization aids knowledge……" と 'the high value of human time' の章の中で指摘していることを併せ考えたい (p.14—16)。